

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第5号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1、3の項を削り、4の項事務の欄中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号及び第13号を削り、同項第14号中「大和市生涯学習センター及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を「生涯学習センター」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第15号を第12号とし、第16号を第13号とし、第17号を第14号とし、同項第18号中「図書館の事業計画」を「読書活動の総合的な企画調整」に改め、同号を同項第15号とし、同項第19号中「大和市立図書館及び大和市立中央林間図書館」を「図書館」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第20号を第17号とし、第21号から第25号を削り、同項を3の項とし、5の項を4の項とし、6の項を5の項とする。

別表第3文化振興課の項を削り、図書・学び交流課の項を次のように改める。

図書・学び 交流課	社会教育	① 社会教育に関する調査及び施策の推進 ② 社会教育指導者の育成 ③ 社会教育に関する各種行事等の開		① 社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの ② 社会教育に関する計画の策定及び	① 社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの ② 社会教育に関する計画の策定及び	事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
--------------	------	--	--	--	--	--

	<p>催及び実施で軽易なもの</p> <p>④ 社会同和教育に関する啓発</p> <p>⑤ ユネスコ活動</p>		<p>改定に関するもので軽易なもの</p> <p>③ 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で重要なもの</p>	<p>改定に関するもので重要なもの</p> <p>③ 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で特に重要なもの</p>	
公民館	<p>① 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設利用者登録</p> <p>② 図書・学び交流課が所掌する事業における学校施設の使用許可</p> <p>③ 生涯学</p>		<p>生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの</p>	<p>生涯学習センターの事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの</p>	<p>事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。</p>

		習センター 一関係機 関との連 絡調整				
	図書館	① 図書館 に関する 調査及び 研究  ② 読書活 動の推進		図書館にか かる事業計 画の策定及 び改定に関 するもので 軽易なもの	図書館にか かる事業計 画の策定及 び改定に関 するもので 重要なもの	事務委任規 則第2条第 1項に当た る事項は、 教育委員会 の会議に付 さなければ ならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。